

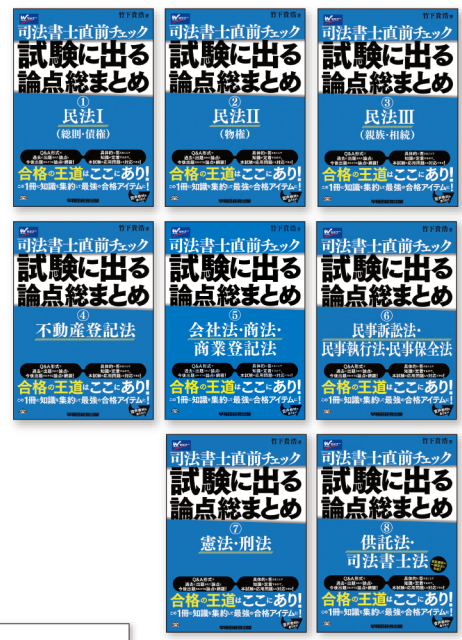
新竹下合格講座 使用テキスト

多くの合格者が支持する、
情報集約・知識整理ツールの決定版！
「新版デュープロセス」とも完全連動！

直前チェック 試験に出る論点総まとめシリーズ

〔竹下貴浩著 早稲田経営出版〕

本書は出題頻度の高い重要論点を、各科目、テーマごとに問いの形で掲載し、その答えの形で具体的に解説しています。各テーマの終わりには過去問での実際の出題例を載せており、実戦問題にすぐ取り組むことができます。直前期にその真価を最大限発揮するため「直前チェック」という名称を採っていますが、重要な論点をまとめた論点集として、学習初期段階から活用することが有効です。



※装丁は変更となる場合がございます。

テーマ2 法律行為の意義、有効要件、無効及び取消し

チェックポイント

【法律行為全般】

1. 法律行為の意義をいえ。

☐ (答) 意思表示を中心的な要素とし、人が一定の法律効果を生じさせようとする意思に基づいてする行為のこと。

2. 法律行為にはどのようなものがあるか。

☐ (答) 単独行為、契約(双方行為)、合同行為がある。

3. 法律行為の成立要件をいえ。

☐ (答) ①当事者、②目的、③意思表示が存在すること。すなわち、ある当事者が、ある目的をもって意思表示をすることによって、法律行為は成立する。

法律行為の一般的な成立要件

第1部 テーマ2 法律行為の意義、有効要件、無効及び取消し

6. 4の②の要件を満たさない法律行為の意義及び効果をいえ。

☐ (答) 4の②の要件を満たさない法律行為とは、当該法律行為の目的が適法でないか、または社会妥当性を有しないということである。目的が適法でない法律行為とは、強行規定に違反する法律行為という意味であり、強行規定に違反する法律行為は無効である(民891の反対解釈)。目的が社会的妥当性を有しない法律行為とは、当該法律行為が公序良俗に反するというものであり、公序良俗に反する法律行為は無効である(民890)。

7. 4の③の要件に関し、意思表示につき、意思と表示とが一致しない場合のことを、(①)といい、民法は、(②)の3つをその類型として規定している。

意思の欠缺、②心裡留保(民893)、通称「偽装意思表示」

思考パターンを修得!

各ポイントは「問い」とその「答え」の形式になっているので、試験で要求される思考パターンが修得できます。

重要項目を確認。知識の定着に有効!

『チェックポイント』では過去の本試験で出題された論点、今後出題が予想される論点をテーマごとに掲載。重要論点が一目で分かります!

学習進度、理解度の管理ができる!

『チェック欄』に理解度をチェックできるため、学習進度や理解度の管理ができます!

第1部 テーマ2 法律行為の意義、有効要件、無効及び取消し

参考過去問

☐ 1. 甲が真意では買いたい受けるつもりがないのに乙から土地を買いたい受ける契約をした場合において、乙が注意すれば甲の真意を知ることができたときは売買契約は無効である(3-8-ア)。

○ チェックポイント10参照。

☐ 2. 民法第94条第2項の規定によって保護される善意の第三者からの転得者の地位について、次の二つの考え方があり、後記アからオまでの記述は、その一方の考え方から他方の考え方に対する批判である。各記述における「この説」が第1説を指すものはどれか(12-4改)。

第1説 善意の第三者が絶対的・確定的に権利を取得するので、転得者は、通謀虚偽表示について悪意であっても、有効に権利を取得する。

第2説 処分行為は、原則として、相手方と対立的・個別に評価される。よって、虚偽表示については、相手方と対立的・個別に評価される。

本試験レベルの問題で理解度を確認!

テーマごとに「参考過去問」を掲載。今チェックした「チェックポイント」が実際どのように本試験で出題されたかをすぐ確認でき、実戦力も身につきます!